

国保 手続き

などをまとめて紹介

健診や海外渡航中の受診にかかる手続き、保険料の軽減など、国民健康保険課からのお知らせをまとめて紹介します。

出張特定健診（メタボ健診）を実施

30歳以上の人なら誰でも受診できます

6月5日(日)午前9時半から午後3時まで、緑台小学校で出張特定健診を行います。

なお、当日は同小学校で緑台・陽明コミュニティ協議会による体育祭が開催されています。雨で体育祭が中止になった場合は、出張特定健診の実施場所が多田グリーンハイツ第2自治会館へ変更になりますのでご注意ください。また、近隣住民などの迷惑となりますので、当日は車で来場しないでください。今回の出張特定健診は、30歳以上の人なら誰でも受診できます。1年に1回健診を受ける習慣づくりのきっかけにしてください。なお、運動直後の受診は控え、なるべく安静時に受診するようお願いいたします。特定健診の検査項目は、血液検査、尿検査などです。

海外療養費の給付申請

海外へ行く前に診療内容明細書の様式を入手してください

海外渡航中に急病で、医療機関で治療を受けたときに、国民健康保険の適用を受けられる場合があります。ただし、1年以上国外に滞在していた場合は、国民健康保険の資格がなくなります。

申請は、現地の医療機関で病名や治療内容、支払った医療費の証明書（診療内容明細書・領収明細書）を受け取り、帰国後、市役所1階の国民健康保険課窓口で行ってください。なお、窓口ではパスポートの提示と「申請書」の他に治療を受けた被保険者本人に「調査に関わる同意書」を記入してもらいます。

審査後、日本国内の医療機関で治療を受けた場合に適用される金額を限度に、保険給付分が支給されます。請求期限は医療費を支払った日の翌日から2年間。外国語で作成された明細書には翻訳文が必要です。明細書の様式は、海外へ行く前に同課で受け取ってください。

住民税や所得税の申告で保険税を軽減

対象になる場合は申告を

28年4月1日時点で、国民健康保険に加入している19歳以上の人で、住民税の申告や所得税の確定申告をしていない人は、申告すると保険料が軽減される場合があります。昨年申告した人に対して2月に市民税・県民税申告書を送付しています。まだ申告していない人は国民健康保険課☎(740)1170へ。

7月31日まで有効な「限度額適用」などの認定証

新たな認定証が必要な場合は更新手続きを

国民健康保険の加入者で、7月31日(日)までの有効期限の「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人に更新の案内を送付します。8月1日(月)以降も引き続き必要な場合は、更新の手続きをしてください。不要な場合は、手続きする必要はありません。ただし、国民健康保険税に滞納がある場合や、27年中の所得が未申告の人には送付しません。

対象者へ特定健診受診券を送付します

今年度から貧血検査を全員実施

国民健康保険加入者で40歳（29年3月31日(金)までに40歳になる人を含む）～74歳の人に特定健診受診券を送付します。5～8月生まれは6月中旬、9～12月生まれは8月中旬に送付する予定です。

また、28年4月1日以降の受診分からは貧血検査を受診者全員が受けられます。この機会に特定健診を受診し、生活習慣病などの早期発見に役立てましょう。なお、受診券が届く前の受診や、4月2日以降に国民健康保険に加入し、受診を希望する場合は国民健康保険課へ。

メタボのリスクが高い人へ特定保健指導

対象者へ特定保健指導の利用券を送付しています

国民健康保険加入者で、特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高い人に対して、健診受診日から2～3カ月後に特定保健指導利用券を送付しています。これは、健診結果や日常生活を振り返り、6カ月後の健康目標を設定し、具体的な生活習慣改善を自ら実践していくためのものです。券が届いた人は利用してください。

子どもの人権オンブズパーソン 2015年次活動報告まとまる

問合せ 子どもの人権オンブズパーソン事務局 ☎(740)1235

困っている子どもを助ける人たちという意味の「子どもの人権オンブズパーソン」。主な活動は、①相談および調整活動②子どもの人権擁護・救済の申し立てや、オンブズパーソンの自己発意による調査活動③人権侵害の未然防止などへの広報・啓発活動一です。

【相談および調整活動】27年は、ケース数105件、相談者数170人、年間相談回数952回で過去最多の相談回数でした。また、1ケース当たりの相談回数は年々増え、27年は平均約9回。これは、問題状況が複雑かつ深刻で、数回の相談だけでは対応が困難なケースが増えたからです。問題となっている事項は、「家庭生活・家族関係」が最も多く、次いで「不登校」、「交友関係の悩み」となっています。特に「家庭生活・家族関係」や「不登校」が問題となっているケースでは長期的・継続的な関わりが必要でした。また、特に子どもの生活状況を改善するために、学校に加えて行政機関や民間の福祉機関などと連携しながら、家庭にアプローチしていく必要のあるケースが目立ちました。

【調査活動】27年は新規の調査はありませんでしたが、学校給食の食物アレルギー対応をめぐる、自己発意による調査を前年次から引き続き実施しました。オンブズパーソンの「意

障害者差別解消法 4月1日から施行

問合せ 障害福祉課 ☎(740)1178

4月1日から、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律によって、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

全ての人が、障がいのある人の自立や社会参加を妨げている「社会的障壁」を取り除くための「合理的配慮」に取り組むことが求められます。

Q.「障がいのある人」とは？

A. 障害者手帳を持っている人だけではありません。何らかの原因によって心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリア（障壁）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象です。

Q.「不当な差別的取扱い」とは？

A. 国・都道府県・市区町村の役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することです。

子どもの人権オンブズパーソン（公的第三者機関）の年次活動報告を公表。報告書は市役所3階の同事務局と同2階の市政情報コーナーで閲覧できます

見表明」に対する市教育委員会の具体的な取り組みについての報告内容を踏まえ、食物アレルギー対応の推進により積極的な姿勢で取り組むよう、同委員会に再度「意見表明」しました。

【広報・啓発活動】市内の保育所、幼稚園、小・中学校、高校の子どもと教職員に、オンブズパーソンのリーフレットや電話カードなどを配布したほか、新たな子ども向け広報媒体として、オンブズパーソンの活動を描いた「こんなときオンブズ」マンガ版を制作し、市ホームページに掲載しました。また、市内外で市民や関係団体、教職員向けの講演・研修会などの講師を39回務めました。

ひとりで悩まないで！

困ったときはオンブズに相談

3人のオンブズパーソンと4人の調査相談専門員が、友達や先生、家族との関係など困っていることの問題解決に向けて一緒に考えていきます。子どももおとなも気軽に相談してください。

電話相談は、平日の午前10時—午後6時に、子どもの人権オンブズフリーダイヤル☎0120(197)505へ。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています

Q.「合理的配慮の提供」とは？

A. 障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。このバリアは「社会的障壁」ともいわれています。

この法律では、障がいのある人が、これらのバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。合理的配慮の提供は、国の行政機関や地方公共団体で働く人には「法的義務」が、会社やお店などの事業者には「努力義務」があります。

合理的配慮の事例は、内閣府のホームページ（URL＝http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html）に掲載されています。また、県では、障がい者差別に関する相談窓口を設けていますのでご利用ください。

兵庫県障害者差別解消相談センター

受付時間：平日午前10時—午後4時（正午—午後1時と年末年始を除く）

電話：078(362)3356

ファクス：078(362)3560